

「富山県医療計画（令和6年3月改訂版）」について

「富山県医療計画（令和6年3月改訂版）」（期間：令和6年度～11年度）について、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第17項の規定に基づき医療審議会の意見を求めるもの。

1. 計画策定の趣旨

本県の医療施策の進むべき道筋を明確にするため、また、地域医療構想を踏まえて、地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、切れ目のない医療が受けられる効率的で質の高い医療提供体制を地域ごとに構築するため、本県の医療施策の新たな中期ビジョンとして策定するもの。

2. 計画の位置付け等

- 本県における医療施策の基本的な方向を明らかにする総合的な計画
- 医療法第30条4第1項の規定に基づく法定計画
- 市町村、医療関係者及び関係団体の施策や活動の指針
- 県民の医療への主体的な参加を促すための指針

3. 計画策定のポイント

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地域医療の様々な課題や人口構造の変化への対応
- 新たな事業として新興感染症への対応に関する事項を追加
- 新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要な医療が提供できる体制の促進
- 「医師確保計画」「外来医療計画」についても同計画に併せて見直し
- 2024（令和6）年4月に医師の時間外・休日労働の上限規制が施行されることへの対応

4. これまでの経過と今後のスケジュール

- 令和5年3月27日 富山県医療審議会及び富山県医療対策協議会の開催
（医療計画改定の方向性等）
- 12月22日 富山県医療審議会、富山県医療審議会地域医療構想部会及び富山県医療対策協議会の開催（医療計画改定素案等）
- 令和6年2月2日 パブリックコメント実施（～2月16日）
市町村等及び関係団体に対する意見聴取（～2月16日）
- 3月28日 富山県医療審議会、富山県医療審議会地域医療構想部会及び富山県医療対策協議会の開催
- 3月末 計画を公示

5 富山県医療計画（令和6年3月改訂版）の概要

別紙のとおり